

# 三陸道維持出張所便り

## 落下物防止・過積載運行防止キャンペーン

〔宮城県警察 高速道路交通警察隊〕及び〔宮城県道路公社 仙台松島道路管理事務所〕と合同で、令和5年6月30日 三陸沿岸道路 春日PAにて、落下物防止・過積載運行防止のキャンペーンを実施しました。



啓発活動として、キャンペーングッズ等の配布



道路上で  
回収された  
落下物

落下物等を発見した際は、道路緊急ダイヤル#9910へご連絡ください



### 落下物に注意！ ～重大事故につながる悪念～

三陸道では、落下物を **月平均757件** (報告中IC～陸前高田長部IC間集計分) 回収しており、落下物への接触事故も多発しております。



### 落下物は落とした人の責任が問われます

落下物によって第三者に被害を与えた場合は、道路交通法により落し主に損害賠償の責任や罰則が生じます。

— 道路交通法 第75条の10第1号 —  
自動車の運転者は(一)部を(略)積載している物を転落させ、若しは積載させることを防止するための措置を講じなければならない。  
【罰則】 3ヶ月以下の懲役、若しくは5万円以下の罰金、又は10万円以下の罰金。



### ～荷物の運搬に関わるみなさんへ～

- 積荷は出発前に固定し、落下のおそれがないか確認してください。
- シートをかけて積荷の飛散防止をしてください。

(落下しやすい積荷状況の例)

(落下物によるフロントガラスの損傷例)



積荷の不適當な積み方は、重大事故につながる危険行為です。

宮城県警察高速道路交通警察隊 国土交通省 三陸道維持出張所 宮城県道路公社 仙台松島道路管理事務所  
【110番】 ☎.0225-96-7651 ☎.022-353-3957

8月 は 道 路 ふ れ あ い 月 間 で す

▲配布した資料の一部▲

積荷の不適當な積み方や過積載による車両の運行は、積載している物を転落させ、重大事故につながる危険もあります。積荷を固定する際は、落下のおそれがないか、厳重に確認をしていただき、安全な走行をお願い致します。

<三陸道維持出張所 管理区間>

三陸道維持出張所では宮城県内の三陸沿岸道路 鳴瀬奥松島IC～陸前高田長部IC間 約103km を管理しています。



国土交通省 東北地方整備局  
南三陸沿岸国道事務所 三陸道維持出張所

〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新金沼244  
TEL (0225)96-7651 / FAX (0225)96-7680



Twitterでは南三陸沿岸国道事務所管内の情報発信を行っています。詳しくは@mitt\_msanriku で検索